

奈 個 情 第 1 0 号
令和元年11月7日

奈良市長 様

奈良市個人情報保護審議会
会長 川 村 容 子

奈良市個人情報保護条例第10条第2項の規定に係る
諮問について（答申）

令和元年10月4日付け奈環まち第3号で諮問のあった下記の件について、別紙
のとおり答申します。

記

【諮問： 個情第1－2号】

持込ごみのネット予約に係る電子計算機の結合について（諮問実施機関 環境部
まち美化推進課）

(別紙)

答申：個情第25号

諮問：個情第1-2号

答 申

第1 審議会の結論

奈良市長が「持込ごみネット受付システム」を導入するに当たって、「持込ごみネット受付システム」を構築する事業者が管理するクラウドサーバと奈良市長が管理するインターネット系の業務端末とをオンラインで結合し、持込ごみの予約者の個人情報クラウドサーバ上及び当該業務端末で取り扱うことは、公益上の必要が認められ、かつ、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認める。

第2 対象事業の概要

実施機関（奈良市環境部まち美化推進課。以下同じ。）は、「持込ごみネット受付システム」の概要について、次のとおり説明した。

1 持込ごみネット受付システムの必要性について

実施機関における持込ごみの予約制度は次のとおりで、市民が直接、奈良市が設置する環境清美センター内の環境清美工場に、奈良市内で発生したごみを直接持込する際の持込車両による渋滞の緩和及び渋滞に起因する事故を防止するため、環境清美工場への持込ごみの電話予約制度を実施し、日にちごとに、また時間帯ごとに持込車両の台数管理を行い、環境清美工場内外の混雑を防止し、安全を確保しつつ市民の待ち時間の軽減と利便性の向上を図ろうとするものである。

- (1) 持込ごみの予約は、必ず電話による事前予約が必要であり、1回の電話で予約できるのは、1世帯につき1日分で、当月分と翌月分まで予約が可能である。
- (2) 持込ごみの予約は、月曜日から金曜日まで（当該曜日が祝日である場合を含む。）の午前8時から午後3時まで、電話のみで受け付けている。
- (3) 奈良市外からの持込ごみの搬入を防止するため、電話による予約時に持込者の氏名及び住所を収集し、当該予約者が持込ごみを搬入した時に運転免許証等で市民と確認できた者に限り、持込を認めている。
- (4) 近年、持込ごみの予約をしようとする者が定められた日時及び時間内に予約の電話ができない者が増加しており、実施機関に苦情が寄せられる場

合がある。これらに対応し、市民の利便性を図ること、及び事務の効率を図ることから、インターネットによる「持込ごみネット受付システム」を導入しようとするものである。

2 持込ごみネット受付システムについて

- (1) 持込ごみの予約をしようとする者は、奈良市のホームページから専用のサイトにアクセスし、当該者の氏名、電話番号及び持込希望時間の情報を入力する。
- (2) (1)のデータは、「持込ごみネット受付システム」を構築する事業者が管理するデータセンター（クラウドサーバ）内において、インターネットサーバを経由してデータベースサーバに蓄積される。
- (3) 実施機関は、実施機関内のインターネット系の端末機器で、(2)のデータベースサーバにアクセスし、(1)の情報をCSV形式により取得する。この場合において、(1)の情報は当該データベースサーバから自動的に削除される。

3 個人情報の安全性の確保

実施機関は、「持込ごみネット受付システム」を導入するに当たり、次のような措置を講じることで、持込ごみの予約をした者に係る個人情報の安全性を確保しようとするものである。

- (1) 受託事業者決定に係る一般競争入札を執行する業務仕様書において、当該受託事業者に次の措置を求めることとしている。

ア 持込ごみの予約をしようとする者が入力した情報を入力する画面は、当該情報に誤りがないか確認できる配置とすること。

イ 情報を入力する持込ごみの予約をしようとする者の端末機器と「持込ごみネット受付システム」を構築する事業者が管理するデータセンターとを接続するネットワークは、SSL暗号化通信を用いたインターネット回線を用いること。

ウ イのデータセンター内のデータベースサーバへのアクセスは、MACアドレスにより事前に登録していない接続相手からの回線接続を防除すること。

- (2) 実施機関がデータベースサーバへアクセスするインターネット系の端末機器は専用とすること。
- (3) (2)の端末機器を操作できる職員を限定するとともに、ID及びパスワードを設定し、パスワードは3か月に1度以上定期的に変更すること。
- (4) その他「持込ごみネット受付システム」における個人情報の取扱いについては「個人情報管理マニュアル」を作成すること。
- (5) 実施機関と「持込ごみネット受付システム」を構築する受託事業者との

間で契約書を締結するとともに、奈良市個人情報取扱特記事項の遵守を求め、情報の管理、取扱いを遵守させるとともに、持込ごみの予約をしようとする者の個人情報の取扱いにおいて必要事項の提出を求めることとしていること。

第3 審議会の判断

当審議会は、実施機関が持込ごみの予約をしようとする者の個人情報を適正に取り扱うために第2の3(1)から(5)までの説明による措置を講じようとしていることから、実施機関が「持込ごみネット受付システム」を導入し、運用することについて、公益上の必要があり、また本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれはないと認めた。

よって、当審議会は、冒頭の「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

第4 付言

当審議会は、諮問された本件事案については、公益上の必要があり、かつ、必要な安全管理措置が講じられており、当該持込ごみの予約をしようとする者の権利利益が不当に侵害されることはないと判断した。

ただし、実施機関が「持込ごみネット受付システム」を導入し、運用するに当たっては、次の事項に留意し、持込ごみの予約をしようとする者の個人情報の適正な取扱いを徹底するよう要望する。

実施機関は、「持込ごみネット受付システム」において個人情報を取り扱うに当たっては、第2の3(4)の「個人情報管理マニュアル」を作成することとしているが、その内容は抽象的な部分が見受けられるため、実施機関内において個人情報が適切に取り扱われるためにより詳細な整備及び周知徹底を図ること。

第5 審議会の審査経過

当審議会における審査経過は、次のとおりである。

年 月 日	審 査 経 過
令和元年10月 3日	実施機関から諮問を受けた。
令和元年10月24日	令和元年度第3回審議会 1 実施機関から口頭による説明を受けた。 2 事案の審議を行った。
令和元年11月 7日	令和元年度第4回審議会 事案の審議を行った。
令和元年11月 7日	実施機関に対して答申を行った。

○ 奈良市個人情報保護審議会委員

氏 名	役 職 名	備 考
荒 牧 裕 一	大和大学准教授	
川 村 容 子	弁 護 士	会 長
杵 崎 のり子	奈良学園大学客員教授	
佐々木 育子	弁 護 士	会長職務代理者
浜 口 廣 久	弁 護 士	